証券コード　8918
平成29年５月１日

株　主　各　位

神奈川県横浜市西区北幸二丁目８番29号
株式会社　ラ　ン　ド
代表取締役社長　松　谷　昌　樹

第21回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第21回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。**

［郵送による議決権行使の場合］
　同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年５月24日（水曜日）午後７時までに到着するようご返送ください。

［インターネットによる議決権行使の場合］
　当社指定の議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）にアクセスのうえ、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインＩＤ」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内にしたがって、平成29年５月24日（水曜日）午後７時までに議案に対する賛否をご入力ください。
**　なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、54頁から55頁に記載の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご確認くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　　平成29年５月25日（木曜日）　午前10時
２．場　　所　　神奈川県横浜市中区住吉町四丁目42番地１
　　横浜市市民文化会館関内ホール「小ホール」
　　（会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違いないようご注意ください。）
３．目的事項
　報告事項　　１．第21期（平成28年３月１日から平成29年２月28日まで）
　　事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
　　２．第21期（平成28年３月１日から平成29年２月28日まで）
　　計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

第１号議案　定款一部変更の件

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

第５号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

４．議決権行使のお取り扱い

(1) 議決権行使書面において、各議案に賛否の意思表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。

(2) 議決権行使書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

(3) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

以　上

◎　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎　代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方１名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

◎　株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.land.jp）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成28年３月１日から
平成29年２月28日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府による継続的な経済政策及び日銀による金融緩和を背景として、企業収益や雇用環境の改善が見られるものの、新興国の成長鈍化や英国のＥＵ離脱問題、米国大統領選挙後の政策動向などに対する懸念は払拭されておらず、景気の先行きにつきましては依然として不透明な状況のまま推移しております。

当社グループの属する不動産業界におきましては、低金利や政府による経済政策を背景に、首都圏を中心とした都市部における不動産については、比較的堅調に推移してはいるものの、事業用地取得競争の激化や建築価格の高止まりなど、懸念材料も多く、厳しい経営環境が続いております。

このような環境下において、当社グループは「豊かで快適な暮らしの創造」を企業理念とし、早期の業績の回復及び「継続企業の前提に関する重要な不確実性」の解消に向けて、最大限の努力を継続してまいりました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は4,331百万円(前期比407.9％増)、営業利益は828百万円(前期は480百万円の営業損失)、経常利益は787百万円(前期は683百万円の経常損失)、親会社株主に帰属する当期純利益は864百万円（前期は995百万円の親会社株主に帰属する当期純損失)となりました。

なお、当社グループの事業セグメントは単一セグメントでありますので、セグメント別の記載は省略しております。

(2) 設備投資等の状況

該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、第三者割当増資（A種種類株式の発行及び新株予約権の発行）及び当該新株予約権の一部行使により、総額984百万円調達いたしました。

また、金融機関等から不動産案件等に係る事業資金として、当連結会計年度中に総額965百万円の借入を実行しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、「豊かで快適な暮らしの創造」を企業理念とし、「永続的に成長し続ける」企業体の構築を目指し、新たな事業機会の創出を含めた収益基盤の構築を行うことで、環境変化に強い高収益な企業体質の確立を目指しております。

そのため、他社との差別化を推進し、長期的な競争優位性を維持しながら収益力向上を図るため、特に以下の内容を重要課題として取り組んでまいります。

①事業資金調達力の強化

当社グループは、懸案であった継続企業の前提に関する疑義注記の解消を達成したものの、収益力を強化し、強固な経営基盤を形成するためには引続き、事業資金の安定的な調達が課題であると認識しております。

このため、当社グループは、資金調達先の拡充に努めるとともに、資金調達手段の多様化をも図ってまいります。

②収益源の多様化

小規模な経営体制のメリットを最大限に活用し、新規事業の立ち上げや事業再編を含むビジネスドメインの取捨選択を、機動的に判断し、スピード感をもって、効率的に収益機会の拡大を図りながら、グループ全体の企業価値を高めてまいります。

③内部管理体制の強化

当社グループは、企業価値の最大化を図るためには、経営の健全性、透明性及び客観性を高めることが必要と考えており、その中の重要な経営課題の一つとして、コーポレートガバナンス・コードに添って、強化に取り組んでまいります。

また、コーポレート・ガバナンス強化の一環として内部統制システムに係る基本方針を制定しており、同基本方針の着実な運用に加えて、経営トップからのメッセージ発信やコンプライアンス教育の強化、通報制度の拡充等によりコーポレート・ガバナンスの更なる強化に努めてまいります。

当社グループは、以上のような経営方針の下、当社のオリジナリティを発揮した事業展開を推進することで、着実な企業価値の向上を実現してまいります。

(5) 重要な企業再編等の状況

当社は、平成28年３月１日をみなし譲渡日として、子会社の株式会社ランド名古屋の全株式を譲渡いたしました。これに伴い、同社を連結の範囲から除外しております。

(6) 財産及び損益の状況の推移

項目＼期別	第 18 期 平成26年２月期	第 19 期 平成27年２月期	第 20 期 平成28年２月期	第 21 期 (当連結会計年度) 平成29年２月期
売上高（千円）	1,804,373	742,614	852,896	4,331,472
経常利益又は経常損失（△）（千円）	△722,397	77,971	△683,584	787,475
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）（千円）	△1,285,452	50,346	△995,441	864,493
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）（円）	△4.22	0.16	△2.69	2.00
総資産（千円）	2,092,865	2,215,200	1,273,536	4,415,582
純資産（千円）	343,610	1,354,554	359,113	2,208,506
１株当たり純資産額（円）	1.13	3.65	0.97	3.98

（注）「１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失」は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(8) 主要な事業内容（平成29年２月28日現在）

当社グループは、当社及び連結子会社２社で構成されており、不動産の売買・投資やその他不動産に付随する事業のコンサルティング及び仲介業務等による手数料の獲得を目的とした不動産事業を営んでおります。

(9) 主要な営業所及び事業所（平成29年２月28日現在）

当社

本社　：　神奈川県横浜市西区

(10) 従業員の状況（平成29年２月28日現在）

使用人数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
7名	3名増	41.1歳	6.1年

（注）使用人数は就業員数(当社から社外への出向者を除く。)であります。

(11) 主要な借入先の状況（平成29年２月28日現在）

借 入 先	借入金残高
	千円
EVOLUTION JAPANアセットマネジメント株式会社	850,000
有限会社シーライフ	274,551
株式会社新銀行東京	140,000
株式会社SBJ銀行	100,000

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．会社の株式に関する事項（平成29年２月28日現在）

(1) 発行可能株式総数

普通株式	1,481,146,000株
A種種類株式	2,750,000株

(2) 発行済株式の総数

普通株式	552,226,003株 （自己株式247,997株を除く）
A種種類株式	1,435,000株 （自己株式1,315,000株を除く）

(3) 株主数

普通株式	20,263名
A種種類株式	2名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	株	%
BNP PARIBAS LONDON BRANCH FOR PRIME BROKERAGE CLEARANCE ACC FOR THIRD PARTY	普通株式 40,902,770 A種種類株式 1,435,000 合計 42,337,770	7.65
渡壁謙二	普通株式 36,744,400	6.64
JPMCB:CREDIT SUISSE SECURITIES EUROPE-JPY 1007760	普通株式 17,148,000	3.10
ＧＭＯクリック証券株式会社	普通株式 12,602,200	2.28
清野伸一	普通株式 11,908,900	2.15
四元秀一	普通株式 8,500,000	1.54
栗田智仁	普通株式 7,243,000	1.31
PHILLIP SECURITIES CLIENTS(RETAIL)LOH HOON SUN	普通株式 6,936,600	1.25
高橋和男	普通株式 6,200,000	1.12
前田敏彦	普通株式 5,528,700	1.00

（注）持株比率は自己株式（普通株式247,997株及びA種種類株式1,315,000株）を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

３．会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

①第９回新株予約権（平成28年５月31日開催の定時株主総会決議）

決議年月日	平成28年５月31日
新株予約権の数（個）	55（注）１
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	275,000,000（注）１
新株予約権の行使時の払込金額（円）	（注）２
新株予約権の行使期間	自　平成28年６月１日 至　平成33年６月１日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　（注）２ 資本組入額　（注）３
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項はありません。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

（注）１．新株予約権１個につき目的となる株式数は、5,000,000株であります。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、第9回新株予約権のうち、当該時点で行使されていない第9回新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。ただし、かかる調整は株式数を増加させる方向でのみなしうるものとする。

２．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

①各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。ただし、これにより１円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。

②新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付（当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。）する場合における株式１株あたりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、3円とする。

３．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金

新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし（計算の結果１円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

②第10回新株予約権（平成28年５月31日開催の定時株主総会決議）

決議年月日	平成28年５月31日
新株予約権の数（個）	110（注）１
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	550,000,000（注）１
新株予約権の行使時の払込金額（円）	（注）２
新株予約権の行使期間	自　平成28年６月１日 至　平成33年６月１日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　（注）２ 資本組入額　（注）３
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する（注）４
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

（注）１．新株予約権１個につき目的となる株式数は、5,000,000株であります。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、第10回新株予約権のうち、当該時点で行使されていない第10回新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。ただし、かかる調整は株式数を増加させる方向でのみなしうるものとする。

２．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

①新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。ただし、これにより１円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。

②新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付（当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。）する場合における株式１株あたりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、3円とする。

３．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金

新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし（計算の結果１円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

４．会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

①当社は、新株予約権の割当日以降いつでも、当社取締役会が新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を定めた場合は、取得の対象となる新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の到来をもって、新株予約権1個につき新株予約権1個あたりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する新株予約権の全部又は一部を取得することができる。新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

②新株予約権の新株予約権者は、前項の場合、取得日まで新株予約権を行使することができないものとし、新株予約権の行使請求方法の定めにかかわらず、当社は、新株予約権の行使請求に応じる義務を負わない。

４．会社役員に関する事項（平成29年２月28日現在）

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏　　名	会社における地位	担当及び重要な兼職の状況
松　谷　昌　樹	代表取締役社長	
佐　瀬　雅　昭	常務取締役	管理部長
渡　部　　隆	取締役	経営企画部長
神　田　威　志	取締役	
齊　藤　守　人	常勤監査役	
五十嵐　啓　二	監査役	弁護士　日比谷見附法律事務所 代表
平　井　清　志	監査役	税理士　平井清志税理士事務所 代表

（注）1.　常勤監査役齊藤守人、監査役五十嵐啓二、平井清志の各氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
2.　常勤監査役齊藤守人氏、監査役平井清志氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。なお、当社は齊藤守人氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。
3.　監査役五十嵐啓二氏は、弁護士として企業法務及び税務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 社外役員に関する事項

①　重要な兼職の状況及び当社と当該法人等との関係

・監査役五十嵐啓二氏は、日比谷見附法律事務所の代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・監査役平井清志氏は、平井清志税理士事務所の代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

②　当事業年度中の取締役会、監査役会での活動状況

氏　　名	会社における地位	主な活動内容
齊　藤　守　人	常勤監査役	当事業年度開催の取締役会16回全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会13回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
五十嵐　啓　二	監査役	当事業年度開催の取締役会16回のうち15回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会13回のうち12回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
平　井　清　志	監査役	当事業年度開催の取締役会16回全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会13回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

③　責任限定契約の内容の概要

当社は、定款に社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けており、当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役　　４名　　48,000千円
監査役　　３名　　13,200千円　　（うち社外３名13,200千円）
（注）　取締役の報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(4) 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、業務内容に精通する社内取締役の相互監視により、すでに実効性のある監督が行われているため、会社の情報に通じない社外者に取締役に加わっていただいても、迅速な意思決定に支障が生じる恐れがあることに加え、現在の当社の状況では、報酬に見合うご活躍の場面が想定できないものと判断したこと、また、独立性の高い社外監査役3名による、実効性のある監査が実施されていると考えていることから、社内取締役を中心とする現在の体制となっております。

なお、この度、これまでの体制の良い面を踏まえつつ、新たな枠組みによるコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、近年の法改正により新設された機関設計である「監査等委員会設置会社」に移行することとし、監査等委員である社外取締役を複数名選任する関連議案を平成29年5月25日開催の第21回定時株主総会に上程いたします。

５．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

監査法人元和

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

		金額（千円）
①	当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	23,000
②	当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23,000

（注）1.　当社と会計監査人との監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できませんので、上記報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2.　監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について会社法第399条第１項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められ、改善の見込みがないと判断した場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

(4) 当事業年度中に辞任した会計監査人に関する事項

該当事項はありません。

６．業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 「企業理念」「経営理念」に基づき誠実に行動し、コンプライアンス重視の姿勢を周知徹底するため、取締役及び使用人に対して、関連諸法令に関する教育の充実等に努める。

② 業務監査部門として社長直轄の内部監査室を設置し、内部統制システムの強化を行う。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び文書管理規程等の社内規程に基づき作成・保存するとともに、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が閲覧、謄写できる状態に管理する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の作成・保存・管理状況については、監査役の監査を受ける。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 会社の損失の危険については、それぞれの担当部署において、予見されるリスクの分析と識別を行い、必要に応じ、プロジェクトチームを設置し、当該リスクに関する規程・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行う体制とする。

② 各担当部署長は、内在するリスクを把握・分析・評価した上で適切な対策を実施するとともに、その管理状況を監督する。また、当該リスクの軽減に取り組む。

③ 内部監査室は内部監査規程に基づき、各部署のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に社長に報告する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、定例の取締役会を原則として毎月一回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催する。

② 投資に関するすべての案件は、投資委員会の承認を要するものとする。当該投資委員会は取締役及び担当部署長により構成され、常勤監査役立会いのも

と、原則として毎週開催する。

(5) 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 関係会社（子会社）の管理は、当社規程に従い、当社の管理部と、当該関係会社の日常管理を行う業務管理部門とが連携・調整を図り、協力して行う。

② 関係会社には、必要に応じて取締役又は監査役として当社の取締役又は使用人を派遣し、取締役は当該会社取締役の職務執行を監視・監督し、監査役は、当該会社の業務執行状況を監査する。

③ 各関係会社の事業運営については、各社の取締役より定期的に業務内容の報告を受け、重要案件については、事前協議を行うなど業務の適正を確保する。なお、各関係会社での投資案件等に関しては、原則として当社投資委員会の承認を要するものとする。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の独立性に関する事項

① 当社は、監査役会の要請がある場合には、監査役の職務を補助する使用人を選任する。

② 当該使用人の人事等については、取締役会と監査役会が協議の上決定する。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

① 監査役は、重要な意思決定の過程及び職務の執行状況を把握するため、取締役会その他の重要な会議に出席するとともに、必要に応じて意見を述べることができる。

② 監査役は、取締役が決裁する稟議書その他職務執行に関する重要書類を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に対して説明を求め、または報告を受けることができる。

③ 取締役はその職務の執行状況や内部統制システムの構築及び運用状況等について、監査役に報告する。

④ 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、当社の目的外の行為その他法令若しくは定款に反する事実を発見したとき、または経営・業績に影響を及ぼす重要な事項について決定したときは、直ちに監査役に報告しなければならない。

⑤ 内部監査室は、内部監査の実施状況及びその結果を随時監査役会に報告するものとする。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 代表取締役は、監査役会と定期的に会合を持ち、当社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行い、相互認識と信頼関係を深めるように努める。

② 代表取締役は、取締役及び使用人が、監査役監査の重要性と有用性に対する認識及び理解を深めるよう促し、監査役の職務執行が実効的に行われるよう相互に協力する。

③ 監査役は、内部監査室及び会計監査人と定期的に会合を持つなど相互に連携し、監査方針や計画、監査結果の報告を受け、監査役監査の実効性確保を図るものとする。

7．業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、体制の整備当初から、内部統制システムの整備及び運用状況について継続的に確認し調査しており、取締役会にその内容を報告しております。また、確認調査の結果判明した改善点につきましては、是正措置等を行い、より適切な内部統制システムの運用に努めております。なお、当連結会計年度に実施した当社グループにおける内部統制システムの主な運用状況は下記のとおりであります。

(1) コンプライアンスに関する取組み

内部監査部門である内部監査室は、当社グループの内部監査を毎年定期的に実施し、監査結果を担当役員に報告しております。

(2) リスク管理体制の強化

① 内部通報制度により、当社従業員等が法令、定款、社内規則に違反する行為又は違反するおそれがある行為を発見した場合の報告、相談体制を構築し、運用しております。

② インサイダー取引防止のため、当社役職員が自社株式を売買する場合は、当社担当役員に事前申請し許可を得た場合のみ売買できる体制を取っております。

(3) 企業グループにおける業務の適正の確保

当社グループの管理につきましては、毎月の取締役会にて月次報告を行い、業績及び経営状況を報告しております。

(4) 監査役の監査体制

① 監査役会は、毎月及び臨時に開催しており、更に常勤監査役につきましては、その他社内会議に出席して情報収集を行い、経営の監視を図っております。

② 当社は監査役の職務を補助する使用人を選任しております。当該補助使用人は業務部門を兼任しておりますが、監査役職務の補助にあたっては、取締役からの独立性が確保されております。

本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

（平成29年２月28日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	**4,356,821**	**流動負債**	**2,207,075**
現金及び預金	1,790,736	短期借入金	950,000
たな卸資産	1,113,820	１年内返済予定の長期借入金	414,551
共同事業立替金	408,478	未払金	24,621
前渡金	800,000	未払費用	236,959
その他	244,081	未払法人税等	108,068
貸倒引当金	△296	共同事業預り金	450,000
固定資産	**58,761**	その他	22,875
有形固定資産	**5,843**	**負債合計**	**2,207,075**
建物及び構築物	4,227	純資産の部	
その他	1,616	**株主資本**	**2,199,206**
無形固定資産	**1,826**	資本金	7,494,222
その他	1,826	資本剰余金	7,258,942
投資その他の資産	**51,091**	利益剰余金	△12,113,753
投資有価証券	23,517	自己株式	△440,204
保証金	10,489	**新株予約権**	**9,300**
長期貸付金	225,115		
その他	32,942		
貸倒引当金	△240,972	**純資産合計**	**2,208,506**
資産合計	**4,415,582**	**負債・純資産合計**	**4,415,582**

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成28年３月１日から
平成29年２月28日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**4,331,472**
売上原価		**3,058,842**
売上総利益		**1,272,630**
販売費及び一般管理費		444,341
営業利益		**828,288**
営業外収益		
受取利息及び配当金	2,083	
その他の営業外収益	25,263	27,347
営業外費用		
支払利息	13,349	
株式交付費	49,861	
貸倒引当金繰入額	1,911	
その他の営業外費用	3,037	68,160
経常利益		**787,475**
特別利益		
関係会社株式売却益	78,414	78,414
税金等調整前当期純利益		**865,889**
法人税、住民税及び事業税		1,395
当期純利益		**864,493**
親会社株主に帰属する当期純利益		**864,493**

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成28年３月１日から
平成29年２月28日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成28年３月１日期首残高	7,006,422	6,771,142	△12,978,247	△440,204	359,113
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	412,500	412,500			825,000
新株の発行（新株予約権の行使）	75,300	75,300			150,600
親会社株主に帰属する当期純利益			864,493		864,493
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	487,800	487,800	864,493	－	1,840,093
平成29年２月28日期末残高	7,494,222	7,258,942	△12,113,753	△440,204	2,199,206

	新株予約権	純資産合計
平成28年３月１日期首残高	－	359,113
連結会計年度中の変動額		
新株の発行		825,000
新株の発行（新株予約権の行使）		150,600
親会社株主に帰属する当期純利益		864,493
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	9,300	9,300
連結会計年度中の変動額合計	9,300	1,849,393
平成29年２月28日期末残高	9,300	2,208,506

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連　結　注　記　表

（連結計算書類作成のための基本となる重要な事項）

１．連結の範囲等に関する事項

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数　……　２社

連結子会社の名称　……　有限会社エル・ディー・プランニングA
合同会社エースリー

※前連結会計年度において連結子会社でありました株式会社ランド名古屋につきましては、当連結会計年度中に売却を行ったことにより、連結の範囲から除いております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

会社等の名称　……　鞍手開発合同会社

持分法を適用しない理由……　今後の事業予定を鑑み、支配が一時的であることから持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

該当事項はありません。

(4) 会計方針に関する事項

①　重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．有価証券

満期保有目的の債券　……　償却原価法（定額法）

その他有価証券

・時価のあるもの　……　連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの　……　移動平均法による原価法
なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

ロ．たな卸資産

評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

・販売用不動産、仕掛販売用不動産、
　共同事業出資金及び未成業務支出金　……　個別法

・貯蔵品　……　最終仕入原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産　……　建物については定額法、その他については定率法によっております。

ロ．無形固定資産　……　定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

③ 引当金の計上基準

イ．貸倒引当金　……　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については過去の貸倒実績率による貸倒見積高を計上し、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の回収可能性を勘案して回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金　……　従業員への賞与支給に備えるため、将来の支給見込額のうち、当連結会計年度の負担額を計上しております。

④ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ．繰延資産の処理方法

株式交付費については、支出時に全額費用として処理しております。

ロ．消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。なお、控除対象外消費税等については、発生年度の期間費用としております。

ハ．連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

２．会計方針の変更に関する注記

（企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年９月13日）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年９月13日）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号 平成25年９月13日）等を当連結会計年度から適用し、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号　平成28年６月17日）を当連結会計年度から適用し、平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による連結計算書類への影響はありません。

３．表示方法の変更

（連結貸借対照表）

前連結会計年度まで流動資産の「その他」に含めて表示しておりました「前渡金」及び「共同事業立替金」については、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しております。

なお、前連結会計年度における「前渡金」及び「共同事業立替金」の金額は、それぞれ213,791千円及び29,400千円であります。

前連結会計年度まで流動負債の「その他」に含めて表示しておりました「未払費用」ついては、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「未払費用」の金額は、275,955千円であります。

４．連結貸借対照表に関する注記

(1) 減価償却累計額

有形固定資産……　27,207千円

(2) 担保に供している資産

現金及び預金（定期預金）……　110,000千円

仕掛販売用不動産……　165,073千円

上記に対応する債務

短期借入金……　100,000千円

1年以内返済予定の長期借入金……　140,000千円

なお、宅地建物取引業法に基づく手付金等保全措置のため、投資有価証券5,000千円に質権が設定されております。

また、宅地建物取引業法に基づく営業保証金として投資有価証券10,000千円を法務局に供託しております。

(3) 債務保証

株式会社ランドネクサスの施設賃料（2施設、月額10,405千円）について、債務保証を行っております。

５．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式　552,474,000株

Ａ種種類株式　2,750,000株

(2) 当連結会計年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式　247,997株

Ａ種種類株式　1,315,000株

(3) 配当に関する事項

該当事項はありません。

(4) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　775,000,000株

６．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、流動性を重視し、短期的な預金等に限定しており、資金調達については、個別事業の状況に応じて金融機関等からの借入による方針であります。なお、現在、デリバティブ取引はありませんが、利用する際は、借入金の金利変動リスクを回避することを目的とし、投機的な取引は行わない方針であります。

②金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク並びにリスク管理体制

投資有価証券は、主に満期保有目的の債券及び業務上の関係を有する企業の株式であり市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的に有価証券の時価や発行体の財務状況を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、その保有方針を見直すこととしております。

また、長期貸付金は、主に取引先に対する貸付であり、当該取引先の信用リスクに晒されております。

借入金は、主に事業用地の取得資金及び建築費の支払いに係る資金調達であり、開発・販売計画の遅延等による流動性リスクを伴っておりますが、資金繰管理を概ね日次で行い、当該リスクを管理しております。なお、資金調達を行う際は、金利動向を十分に把握して、金利変動リスクを管理する方針であります。

その他、営業上の取引に係る未払金につきましては、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

③金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年２月28日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

	連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
① 現金及び預金	1,790,736	1,790,736	－
② 共同事業立替金	408,478	408,478	－
③ 投資有価証券	10,000	10,011	10
④ 長期貸付金	225,115		
貸倒引当金	△221,731		
	3,383	3,383	－
資産計	2,212,599	2,212,609	10
① 短期借入金	950,000	950,000	－
② 1年内返済予定の長期借入金	414,551	414,551	－
③ 未払金	24,621	24,621	－
④ 未払費用	236,959	236,959	－
⑤ 未払法人税等	108,068	108,068	－
⑥ 共同事業預り金	450,000	450,000	－
負債計	2,184,200	2,184,200	－

(注) １．金融商品の時価の算定方法及び投資有価証券に関する事項

（資産）

① 現金及び預金、②共同事業立替金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③ 投資有価証券

投資有価証券の時価については、日本証券業協会の公表している価格によっております。

④ 長期貸付金

長期貸付金は、回収状況に問題のある貸付先に対しては、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。また、その他一般の貸付先については、元利金の合計額を、新規に同様の貸付を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しておりますが、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（負債）

① 短期借入金、② 1年内返済予定の長期借入金、③ 未払金、④ 未払費用、⑤ 未払法人税等、⑥共同事業預り金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	5,000
投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資	8,516

上記のものについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「③ 投資有価証券」には含まれておりません。

３．金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	１年以内（千円）	１年超５年以内（千円）	５年超10年以内（千円）	10年超（千円）
現金及び預金	1,790,736	－	－	－
投資有価証券				
満期保有目的の債券	10,000	－	－	－
長期貸付金(注)	－	1,651	－	－
合計	1,800,737	1,651	－	－

（注）長期貸付金のうち、個別に貸倒引当金が計上されている債権については、記載を省略しております。

７．賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループでは、当連結会計年度末においては、賃貸用の不動産（当該用途を目的とした土地を含む。）を保有しておりません。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額（千円）			当連結会計年度末の時価（千円）
前連結会計年度末残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
200,000	△200,000	－	－

(注)当連結会計年度増減額は、売却による減少であります。

８．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額…… 3円98銭

(2) １株当たり当期純利益…… 2円00銭

(3) 潜在株式調整後１株当たり当期純利益…… 0円80銭

(注)１株当たり当期純利益及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益の算定上の基礎は，以下のとおりです。

１株当たり当期純利益

親会社株主に帰属する当期純利益…… 864,493千円

普通株主に帰属しない金額…… － 千円

普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益… 864,493千円

期中平均株式数…… 432,942,441株

潜在株式調整後１株当たり当期純利益

普通株式増加数…… 654,150,231株

９．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

（平成29年２月28日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	**4,568,298**	**流動負債**	**5,263,468**
現金及び預金	1,790,736	短期借入金	950,000
仕掛販売用不動産	165,073	関係会社短期借入金	2,559,302
共同事業出資金	948,535	1年内返済予定の長期借入金	414,551
前渡金	800,000	未払費用	813,549
共同事業立替金	408,478	共同事業預り金	450,000
関係会社短期貸付金	210,693	未払法人税等	27,087
その他	245,077	その他	48,978
貸倒引当金	△296	**固定負債**	**81,869**
固定資産	**58,646**	債務保証損失引当金	81,869
有形固定資産	**5,843**	**負債合計**	**5,345,337**
建物	4,227	純資産の部	
その他	1,616	**株主資本**	**△727,692**
無形固定資産	**1,826**	**資本金**	**7,494,222**
その他	1,826	**資本剰余金**	**7,258,942**
投資その他の資産	**50,976**	資本準備金	7,258,942
投資有価証券	23,517	**利益剰余金**	**△15,040,652**
関係会社出資金	1,100	利益準備金	2,516
関係会社長期貸付金	1,648,167	その他利益剰余金	△15,043,168
長期貸付金	225,115	別途積立金	3,800,000
長期未収入金	524,311	繰越利益剰余金	△18,843,168
その他	10,489	**自己株式**	**△440,204**
貸倒引当金	△2,381,724	**新株予約権**	**9,300**
		純資産合計	**△718,392**
資産合計	**4,626,944**	**負債・純資産合計**	**4,626,944**

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成28年３月１日から
平成29年２月28日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**4,331,472**
売上原価		**3,058,842**
売上総利益		**1,272,630**
販売費及び一般管理費		444,337
営業利益		**828,292**
営業外収益		
受取利息及び配当金	9,960	
その他の営業外収益	25,416	35,377
営業外費用		
支払利息	92,559	
株式交付費	49,861	
貸倒引当金繰入額	1,986	
その他の営業外費用	3,037	147,444
経常利益		**716,224**
特別利益		
関係会社株式売却益	78,414	78,414
税引前当期純利益		**794,638**
法人税、住民税及び事業税		1,246
当期純利益		**793,392**

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成28年３月１日から
平成29年２月28日まで）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
				別途積立金	繰越利益剰余金	
平成28年3月1日期首残高	7,006,422	6,771,142	2,516	3,800,000	△19,636,561	△15,834,045
事業年度中の変動額						
新株の発行	412,500	412,500				
新株の発行（新株予約権の行使）	75,300	75,300				
当期純利益					793,392	793,392
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
事業年度中の変動額合計	487,800	487,800	－	－	793,392	793,392
平成29年2月28日期末残高	7,494,222	7,258,942	2,516	3,800,000	△18,843,168	△15,040,652

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
平成28年3月1日期首残高	△440,204	△2,496,684	－	△2,496,684
事業年度中の変動額				
新株の発行		825,000		825,000
新株の発行（新株予約権の行使）		150,600		150,600
当期純利益		793,392		793,392
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			9,300	9,300
事業年度中の変動額合計	－	1,768,992	9,300	1,778,292
平成29年2月28日期末残高	△440,204	△727,692	9,300	△718,392

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個　別　注　記　表

１．重要な会計方針に係る事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ．子会社株式 …… 移動平均法による原価法

ロ．満期保有目的の債券 …… 償却原価法（定額法）

ハ．その他有価証券

・時価のあるもの …… 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの …… 移動平均法による原価法
なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法
評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

・販売用不動産、仕掛販売用不動産、
共同事業出資金及び未成業務支出金 …… 個別法

・貯蔵品 …… 最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 …… 建物については定額法、その他については定率法によっております。

② 無形固定資産 …… 定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金 …… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については過去の貸倒実績率による貸倒見積高を計上し、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の回収可能性を勘案して回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金 …… 従業員への賞与支給に備えるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

③ 債務保証損失引当金 …… 関係会社の財政状態を勘案し、関係会社の損失に伴う負担に備えるため必要と認められる額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 繰延資産の処理方法

株式交付費については、支出時に全額費用として処理しております。

② 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。なお、控除対象外消費税等については、発生事業年度の期間費用としております。

2．会計方針の変更

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号　平成28年６月17日）を当事業年度から適用し、平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による計算書類への影響はありません。

３．表示方法の変更

（貸借対照表）

前事業年度まで流動資産の「その他」に含めて表示しておりました「共同事業立替金」については、金額的重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しております。

なお、前事業年度における「共同事業立替金」の金額は、29,400千円であります。

４．貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する短期金銭債権……　50,784千円
関係会社に対する長期金銭債権……　492,369千円
関係会社に対する短期金銭債務……　579,034千円
（注）　区分掲記したものを除く。

(2) 減価償却累計額
有形固定資産……　27,207千円

(3) 担保に供している資産
現金及び預金（定期預金）……　110,000千円
仕掛販売用不動産……　165,073千円

上記に対応する債務
短期借入金 ……　100,000千円
1年以内返済予定の長期借入金……　140,000千円

なお、上記の他宅地建物取引業法に基づく手付金等保全措置のため、投資有価証券5,000千円について、質権が設定されており、また、宅地建物取引業法に基づく営業保証金として投資有価証券10,000千円を法務局に供託しております。

(4) 債務保証

株式会社ランドネクサスの施設賃料（2施設、月額10,405千円）について、債務保証を行っております。

５．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引以外の取引高……　　87,245千円

６．株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式　　247,997株

A種種類株式　　1,315,000株

７．税効果会計に関する注記

繰延税金資産の主な内容は、繰越欠損金及び貸倒引当金繰入超過額等であり、評価性引当額を全額計上しております。

また、繰延税金負債については、該当がありません。

８．関連当事者との取引に関する注記

(1) 法人主要株主等

（単位：千円）

種類	会社の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
法人主要株主の関係会社	EVOLUTION JAPANアセットマネジメント株式会社 ※(注２)	被所有 直接　－	資金の借入	資金の借入 (注１)	850,000	短期借入金	850,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）資金の借入については、市場金利を勘案して決定しております。

（注２）取引については、関連当事者であった期間の取引金額及び期末残高を記載しております。

(2) 子会社及び関連会社等

（単位：千円）

種類	会社の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	有限会社エル・ディー・プランニングA	所有直接100%	役員の兼任	資金の貸付（注１）	―	関係会社長期貸付金	1,648,167
				連結納税制度適用に伴う未収入金	―	長期未収入金	492,369
子会社	合同会社エースリー	所有直接100%	役員の兼任	資金の貸付（注１）	―	関係会社短期貸付金	160,693
					8,034	未収収益	49,715
				資金の借入（注１）	―	関係会社短期借入金	2,559,302
					79,210	未払費用	576,590
関連会社	鞍手開発合同会社	所有直接33%	―	資金の貸付（注１）	50,000	関係会社短期貸付金	50,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）子会社及び関連会社に対する資金の貸付及び借入については、市場金利を勘案して決定しております。
なお、担保の受入は行っておりません。

（注２）有限会社エル・ディー・プランニングAに対して、貸倒引当金2,140,751千円及び債務保証損失引当金81,869千円を計上しております。

９．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額……　△1円32銭

(2) １株当たり当期純利益……　1円83銭

(3) 潜在株式調整後１株当たり当期純利益…　0円73銭

（注）１株当たり当期純利益及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりです。

１株当たり当期純利益

当期純利益……	793,392千円
普通株主に帰属しない金額……	－ 千円
普通株式に係る当期純利益……	793,392千円
期中平均株式数……	432,942,441株

潜在株式調整後１株当たり当期純利益

普通株式増加数……	654,150,231株

１０．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

平成29年４月17日

株　式　会　社　ラ　ン　ド
　　取　締　役　会　　御　中

監査法人　元　　和
指定社員
業務執行社員　公認会計士　山野井　俊　明　㊞
指定社員
業務執行社員　公認会計士　加　藤　由　久　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ランドの平成28年３月１日から平成29年２月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ランド及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

平成29年４月17日

株　式　会　社　ラ　ン　ド
　　取　締　役　会　　御　中

監 査 法 人　元　　和
指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　山野井　俊　明　㊞
指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　加　藤　由　久　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ランドの平成28年３月１日から平成29年２月28日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

監査役会の監査報告書

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成28年３月１日から平成29年２月28日までの第21期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1.　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2.　監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人元和の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)　連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人元和の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年４月18日

株式会社ランド　監査役会

常勤社外監査役　　齊　藤　守　人　㊞

社外監査役　　五十嵐　啓　二　㊞

社外監査役　　平　井　清　志　㊞

以上

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

（１）当社は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ることを目的として監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

（２）取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会決議によって取締役の責任を法令の範囲内で一部免除できる旨の規定を新設するものであります。また、会社法の改正に伴い、責任限定契約を締結できる役員等の範囲が変更されたことから、業務執行取締役等以外の取締役との間で会社法第427条に定める責任限定契約の締結を可能とするため、所要の変更を行うものであります。なお、これらの定款変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

（３）機動的な資本政策および配当政策を図るため、会社法第459条第１項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことを可能とする旨の規定を新設するものであります。

（４）将来の事業拡大を可能にするため、事業目的を一部変更および追加するものであります。

（５）上記の新設、変更および削除に伴う条数の整備、その他所要の変更を行うものであります。

なお、本定款変更は、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
第１章　総　則	第１章　総　則
第１条　（条文省略）	第１条　（現行どおり）
第２条（目的） 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 １．～16.　（条文省略）	第２条（目的） 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 １．～16.　（現行どおり）

現　行　定　款	変　更　案
17. スポーツ施設、レジャー施設の企画、経営、コンサルティング業務および施設利用権の販売	17. 商業施設、物流施設、宿泊施設、福祉施設、医療施設、温浴施設、社会基盤施設、スポーツ施設、娯楽施設、収納施設、飲食店、結婚式場、駐車場等の企画、開発、所有、管理、運営、賃貸借ならびにコンサルティング業務
18. ホテル、飲食店、結婚式場および温浴施設の企画、経営およびコンサルティング業務	＜削除＞
19.～27.　（条文省略）	18.～26.（現行どおり）
28. 特定労働者派遣事業	27. 労働者派遣事業
＜新設＞	28. 再生可能エネルギーによる発電事業およびその管理・運営ならびに電気の供給販売等に関する業務
＜新設＞	29. 他の事業や企業に対する保証、貸付および投資
＜新設＞	30. 企業の事業譲渡、資産売却、資本参加、業務提携および合併等に関する仲介、斡旋ならびに投資
＜新設＞	31. 株式または持分の保有による事業会社（外国会社を含む。）その他これに準じた事業体の事業活動の支配および管理
29. 上記各号に付帯または関連する一切の業務	32. 上記各号に付帯または関連する一切の業務
第３条　（条文省略）	第３条　（現行どおり）
第４条（機関） 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 （１）　取締役会 （２）　監査役 （３）　監査役会 （４）　会計監査人	第４条（機関） 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 （１）　取締役会 （２）　監査等委員会 ＜削除＞ （３）　会計監査人
第５条　（条文省略）	第５条　（現行どおり）

現　行　定　款	変　更　案
第２章　株　式	第２章　株　式
第６条（発行可能株式の種類及び総数） （条文省略）	第６条（発行可能株式の種類および総数） （現行どおり）
第６条の２（Ａ種種類株式） 当会社の発行するＡ種種類株式の内容は、次の各号に定めるとおりとする。 （１）無配当 当会社は、Ａ種種類株式の株主（以下、「Ａ種種類株主」という。）又はＡ種種類株式の登録株式質権者に対し、金銭を配当財産とする剰余金の配当を行わない。 （２）（条文省略） （３）取得請求権 Ａ種種類株主は、いつでも法令に従い、当会社に対して、Ａ種種類株式１個あたり普通株式100個の交付と引換えに、その有するＡ種種類株式の全部又は一部を取得することを請求することができる。 （４）（条文省略） （５）併合又は分割、無償割当等 ①　当会社は、法令に別段の定めのある場合を除き、Ａ種種類株式を併合又は分割しない。 ②　当会社は、法令に別段の定めのある場合を除き、Ａ種種類株主に対して、会社法第202条第１項に定める募集株式の割当てを受ける権利、及び会社法第241条第１項に定める募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当て及び新株予約権無償割当てを行わない。	第６条の２（Ａ種種類株式） 当会社の発行するＡ種種類株式の内容は、次の各号に定めるとおりとする。 （１）無配当 当会社は、Ａ種種類株式の株主（以下、「Ａ種種類株主」という。）またはＡ種種類株式の登録株式質権者に対し、金銭を配当財産とする剰余金の配当を行わない。 （２）（現行どおり） （３）取得請求権 Ａ種種類株主は、いつでも法令に従い、当会社に対して、Ａ種種類株式１個あたり普通株式100個の交付と引換えに、その有するＡ種種類株式の全部または一部を取得することを請求することができる。 （４）（現行どおり） （５）併合または分割、無償割当等 ①　当会社は、法令に別段の定めのある場合を除き、Ａ種種類株式を併合または分割しない。 ②　当会社は、法令に別段の定めのある場合を除き、Ａ種種類株主に対して、会社法第202条第１項に定める募集株式の割当てを受ける権利、および会社法第241条第１項に定める募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当ておよび新株予約権無償割当てを行わない。
第７条～第８条　（条文省略）	第７条～第８条　（現行どおり）

現　行　定　款	変　更　案
第９条（自己の株式の取得） 当会社は、会社法第165条第２項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により、自己の株式を取得することができる。	＜削除＞
第10条～第15条　（条文省略）	第９条～第14条　（現行どおり）
第16条（決議の方法） 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 ２．　（条文省略）	第15条（決議の方法） 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 ２．　（現行どおり）
第17条～第18条　（条文省略）	第16条～第17条　（現行どおり）
第18条の２（種類株主総会） 第13条乃至第15条、第17条及び第18条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。 ２．第16条第１項の規定は、会社法第324条第１項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。	第17条の２（種類株主総会） 第12条から第14条まで、第16条および第17条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。 ２．第15条第１項の規定は、会社法第324条第１項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。
第４章　取締役および取締役会	第４章　取締役および取締役会ならびに監査等委員会
第19条（取締役の員数） 当会社の取締役は、９名以内とする。	第18条（員数） 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、９名以内とする。 ２．当会社の監査等委員である取締役は、５名以内とする。
＜新設＞	
第20条（取締役の選任） 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 ２．　（条文省略） ３．　（条文省略）	第19条（選任方法） 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。 ２．　（現行どおり） ３．　（現行どおり）
第21条（取締役の任期） 取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	第20条（任期） 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

現　行　定　款	変　更　案
＜新設＞	2．監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2．増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。	3．任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
＜新設＞	4．会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。
＜新設＞	第21条（代表取締役および役付取締役） 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。
＜新設＞	2．代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
＜新設＞	3．取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。
第22条　（条文省略）	第22条　（現行どおり）
第23条（取締役会の招集手続） 取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役および各監査役に対して発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	第23条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2．取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。	2．取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。
＜新設＞	第24条（常勤監査等委員） 監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

現　行　定　款	変　更　案
第24条（代表取締役および役付取締役） 　取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。	＜削除＞
２．代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。	＜削除＞
３．取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。	＜削除＞
＜新設＞	第25条（監査等委員会の招集通知） 　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
＜新設＞	２．監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開くことができる。
第25条　（条文省略）	第26条　（現行どおり）
＜新設＞	第27条（監査等委員会の決議方法） 　監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。
＜新設＞	第28条（取締役への委任） 　当会社は、会社法第399条の13第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
第26条　（条文省略）	第29条　（現行どおり）
＜新設＞	第30条（監査等委員会規程） 　監査等委員会に関する事項については、法令または定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

現　行　定　款	変　更　案
第27条（取締役会の議事録） 取締役会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。	第31条（取締役会の議事録） 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより、書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名する。
＜新設＞	第32条（監査等委員会の議事録） 監査等委員会の議事録は、法令で定めるところにより、書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名する。
第28条（取締役の報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	第33条（報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。
第29条（社外取締役の責任限定契約） ＜新設＞	第34条（取締役の責任免除） 当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第１項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。
当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。	２．当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令が規定する額とする。
第５章　監査役および監査役会	＜削除＞
第30条（監査役の員数） 当会社の監査役は、５名以内とする。	＜削除＞

現　行　定　款	変　更　案
第31条（監査役の選任方法） 　監査役は、株主総会の決議によって選任する。	＜削除＞
２．監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	＜削除＞
第32条（監査役の任期） 　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	＜削除＞
２．補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	＜削除＞
第33条（監査役会の招集通知） 　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	＜削除＞
２．監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。	＜削除＞
第34条（常勤の監査役） 　監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。	＜削除＞
第35条（監査役会の決議方法） 　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	＜削除＞
第36条（監査役会規則） 　監査役会に関する事項については、法令または定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。	＜削除＞

現　行　定　款	変　更　案
第37条（監査役会の議事録） 　監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。	＜削除＞
第38条（監査役の報酬等） 　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	＜削除＞
第39条（社外監査役の責任限定契約） 　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。	＜削除＞
第６章　計　算	第５章　計　算
第40条　（条文省略）	第35条　（現行どおり）
＜新設＞	第36条（剰余金の配当等） 　当会社は、取締役会の決議によって、会社法第459条第１項各号に掲げる事項を定めることができる。
＜新設＞	２．当会社は、毎年２月末日または８月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下、「配当金」という。）を行う。

現　行　定　款	変　更　案
第41条（期末配当金） 　当会社は、株主総会の決議により毎年２月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下、「期末配当金」という。）を支払う。	＜削除＞
第42条（中間配当金） 　当会社は、取締役会の決議によって、毎年８月３１日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下、「中間配当金」という。）をすることができる。	＜削除＞
第43条（除斥期間） 　期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。 ２．未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。	第37条（配当金の除斥期間） 　配当金が、支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。 ２．未払の配当金には利息をつけない。
＜新設＞ ＜新設＞	附則 （社外監査役の責任限定契約に関する経過措置） 第21回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第39条の定めるところによる。

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件

当社は第１号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役全員（４名）は、本株主総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	まつたに　まさき 松谷昌樹 （昭和43年6月7日）	平成３年４月　株式会社大京　入社 平成８年12月　当社設立　代表取締役社長 （現任）	3,870,000株
2	させ　まさあき 佐瀬雅昭 （昭和40年9月18日）	昭和63年４月　株式会社大京　入社 平成11年３月　株式会社シード　入社 平成12年３月　オートバイテル・ジャパン株式会社　入社 平成13年２月　当社入社　管理部長（現任） 平成15年５月　当社取締役 平成19年５月　当社常務取締役（現任）	140,900株
3	わたなべ　たかし 渡部隆 （昭和40年7月1日）	平成14年５月　当社　入社 平成18年４月　当社管理部次長 平成19年４月　当社経営企画部長（現任） 平成25年５月　当社取締役（現任）	51,100株
4	かんだ　たけし 神田威志 （昭和18年9月22日）	昭和42年４月　株式会社ジュン　入社 昭和46年９月　株式会社ショパン設立 代表取締役社長 平成12年２月　株式会社ベストライフ　入社 平成14年４月　同社取締役事業本部長 平成18年２月　株式会社ランドネクサス 代表取締役社長 平成21年５月　当社取締役（現任）	170,900株

（注）１．各取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．当社と神田威志氏は、同氏の選任が承認された場合、当社定款に基づき、法令に定める額を限度として損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

当社は第１号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
1 ※	さいとう　もりんど 齊藤守人 （昭和18年８月９日生）	昭和37年４月　名古屋国税局 昭和57年７月　東京国税不服審判所 国税審査官 平成３年７月　税務大学校教育第二部　教授 平成11年７月　東京国税局徴収部 徴収課長 平成13年７月　豊島税務署長 平成14年８月　税理士開業 平成17年５月　当社　社外監査役 平成22年５月　当社　常勤社外監査役（現任）	97,700株
2 ※	いがらし　けいじ 五十嵐啓二 （昭和23年４月８日生）	昭和50年10月　司法試験合格 昭和53年３月　司法修習修了（30期） 昭和53年４月　弁護士登録（現任） 平成17年５月　当社　社外監査役（現任）	315,500株
3 ※	おおはた　としのぶ 大畑俊信 （昭和25年５月31日生）	昭和45年４月　福岡国税局 平成８年７月　東京国税局徴収部徴収課 課長補佐 平成13年７月　税務大学校教育第二部　教授 平成16年７月　預金保険機構 特別業務第二課長 平成19年７月　東京国税局徴収部 特別整理第一課長 平成20年７月　沖縄国税事務所　次長 平成22年７月　江戸川北税務署　署長 平成23年８月　佐倉市役所税務部　参事 平成28年８月　税理士開業（現任）	—

（注）１．※印は、新任の監査等委員である取締役候補者であります。
２．各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
３．齊藤守人、五十嵐啓二、大畑俊信の各氏は監査等委員である社外取締役候補者であります。
４．当社は、齊藤守人氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ており、同氏が選任された場合は、引き続き、独立役員となる予定であります。また、五十嵐啓二、大畑俊信の両氏についても、新たに独立役員として届け出る予定であります。
５．齊藤守人氏につきましては、税理士の資格を有しており、その豊富な経験と専門的な視点からの監査・監督をしていただくため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
６．五十嵐啓二氏は、法律の専門家としての豊富な経験と高い見識を当社の監査・監督に活かしていただくため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
７．大畑俊信氏につきましては、税理士の資格を有しており、その豊富な経験と専門的な視点からの監査・監督をしていただくため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
８．当社は、齊藤守人、五十嵐啓二の両氏との間で、当社定款に基づき、法令に定める額を限度として損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、両氏の選任が承認された場合、当該契約と同等の内容の契約を新たに締結する予定であります。また、当社は、大畑俊信氏の選任が承認された場合、当社定款に基づき、法令に定める額を限度として損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。

第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、平成９年５月31日開催の第１回定時株主総会において年額２億円以内とご決議いただき今日に至っておりますが、当社は、第１号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額２億円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

第１号議案「定款一部変更の件」および第２号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は４名となります。

本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

第５号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は第１号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、監査等委員である取締役の職務と責任を考慮して、年額3,000万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。第１号議案「定款一部変更の件」および第３号議案「監査等委員である取締役３名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は３名となります。

本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

以　上

＜インターネットによる議決権行使のお手続きについて＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申しあげます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

１．議決権行使サイトについて

（１）インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（ｉモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前２時から午前５時までは取り扱いを休止します。）

※「ｉモード」は(株)NTTドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

（２）パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

（３）携帯電話による議決権行使は、ｉモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

（４）インターネットによる議決権行使は、平成29年５月24日（水曜日）の午後７時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

２．インターネットによる議決権行使方法について

（１）議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

（２）株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

（３）株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

３．複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

（１）郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

（２）インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

４．議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

以　上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）

・電話　0120-173-027（受付時間　9:00～21:00、通話料無料）

株主総会会場ご案内図

会　場　　神奈川県横浜市中区住吉町四丁目42番地１
横浜市市民文化会館関内ホール「小ホール」
（会場が前回と異なっておりますので、お間違えないようご注意ください。）

電　話　　045（662）1221

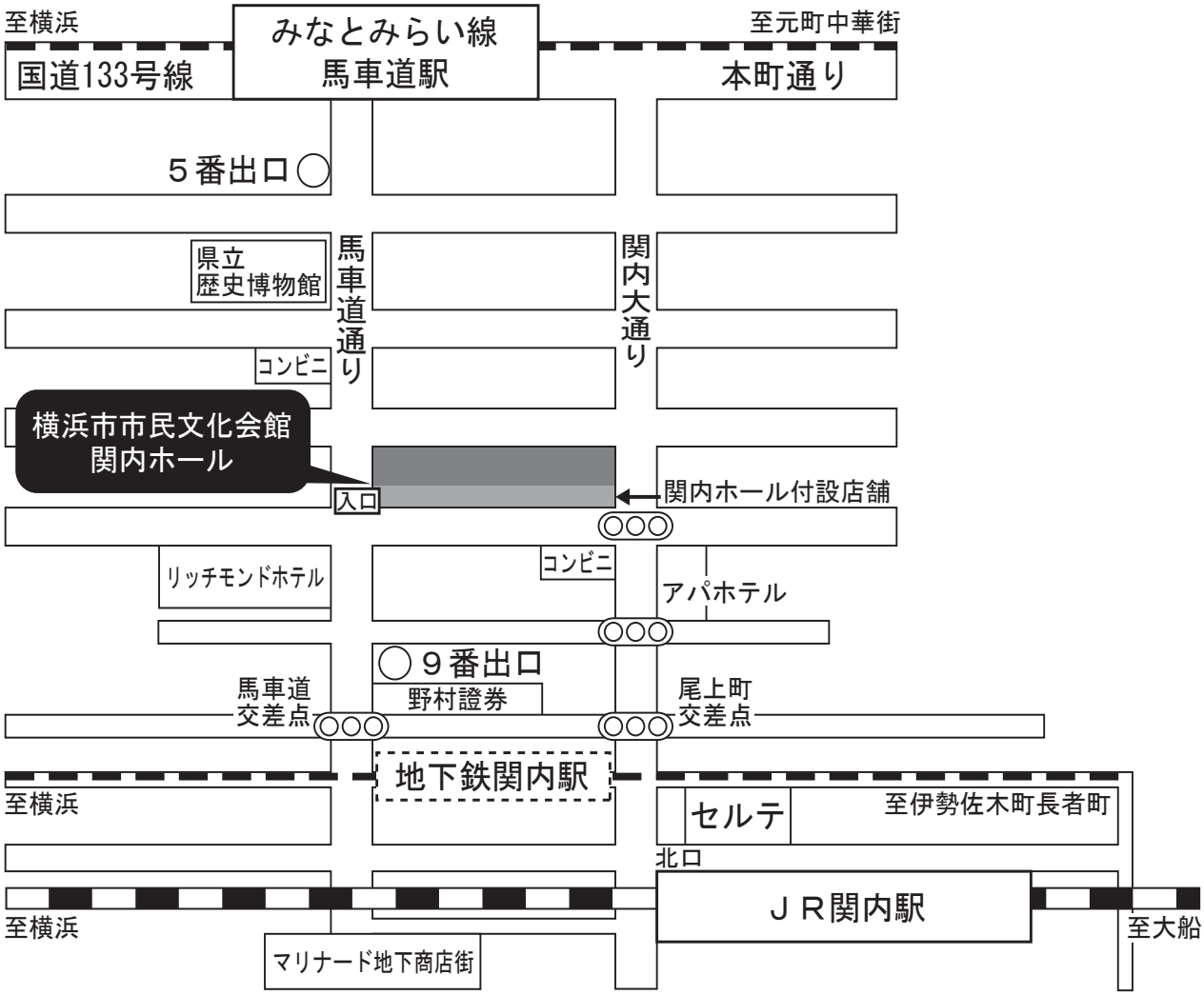

交　通　　ＪＲ線「関内」駅北口より徒歩７分
横浜市営地下鉄「関内」駅９番出口より徒歩５分
みなとみらい線「馬車道」駅５番出口より徒歩６分

お願い：駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。